

大阪柔整だより

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

平成 29 年 9 月 4 日付で、保発 0904 第 2 号、保発 0904 第 3 号、保医発 0904 第 1 号、保医発 0904 第 2 号が通知された。

保発 0904 第 2 号は「協定書」の内容で、主に次のとおりである。

- ・保険施術の取扱いにおいて、違法な広告による患者の誘引や金品の提供による患者の紹介を受けるなどの行為をしてはならないこと。
- ・施術録の記載は、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載すること。
- ・柔整審査会は審査に当たり必要と認める場合、大阪社団を經由して開設者、管理柔道整復師、勤務柔道整復師から報告を徴することができる。
- ・柔整審査会は知得した柔道整復師の秘密を漏らしてはいけない。
- ・保険者が不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うこと。

保発 0904 第 3 号は「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)」の内容で、次のとおりである。

- ・柔整審査会は必要と認める場合、柔道整復師から報告等を徴することができる。
- ・柔整審査会審査委員長は、請求内容に不正不当の事実が認められたときは、地方厚生(支)局又は都道府県知事に情報提供すること。その際、客観的な証拠が複数の患者分あるものを優先して提供すること。
- ・指導監査委員会において、個別指導対象者の選定として保険者のみならず、柔整審査会からの情報提供も加える。
- ・監査の実施として、「柔道整復師の請求内容が不正又は著しい不当である疑義を認める場合」「柔整審査会又は保険者から、不正不当の事実があり複数患者分の情報提供があり証拠がそろっている場合」は個別指導を省略して差し支えないこと。

保医発 0904 第 1 号は「算定基準の実施上の留意事項等について」の内容で、次のとおりである。

- ・領収証の発行履歴、来院簿、その他通院履歴がわかる資料の提示及び閲覧を保険者等又は柔整審査会から求められた場合は、速やかに応じること。
- ・施術録の整備は、患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要事項を正確に記入すること。

次頁へ続く

前頁より

保医発 0904 第 2 号は「柔道整復療養費審査委員会の審査要領」の内容で、次の通りである。

- ・重点審査項目として、月 10 回以上の施術、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」等の傾向があるもの。
- ・審査は、以下を組み合わせで行う。
 1. 形式（記載誤り等）
 2. 内容（負傷名、近接部位等）
 3. 傾向・縦覧（多部位、長期、頻回、部位転がし等）

以上のように、今回の一部改正では、柔整審査会の権限強化とそれに踏み込んだ内容となっているが、「療養費の適正化理念」を挙げている公益社団法人大阪府柔道整復師会では「協定書」に基づき、必要に応じて協議し協力しながら円滑な実施に努める次第である。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について(注意喚起)

平成 29 年 9 月 29 日付けで、厚生労働省より超音波画像診断装置の使用についての通知があり、次の内容のとおりであった。

まず、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、関係法令に反するものではないが、診療の補助として超音波検査を行うことは、柔道整復の業務の範囲を超えるものと解する。

しかしながら、画像の読影力不足などにより、施術に関する適切な判断がなされず、患者に健康被害が生じた情報が寄せられた。

柔道整復師の施術に関わる判断に当たっては、外傷の発生機序や患部の状況を的確に把握するとともに、超音波画像診断装置のみならず、徒手検査方法等による総合的な判断が必要である。

柔道整復師が超音波画像診断装置を施術の補助として使用する場合は、当該機器の取扱いに精通し、読影力に長けていることが求められるという、プロフェッショナルとしては至極当然なことと思われる。使用されている先生方には再認識され、ご留意くださいますようお願いいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

* 東大阪市ひとり親家庭医療証 様式変更について *

平成 29 年 11 月 6 日発行分より様式が変更となります。

変更点

有効期間…世帯単位から個人単位になります。

受給者が 6 人以上の場合…6 人目からは医療証が 2 枚になり、2 枚目に印字されます。

父・母・養育者が他公費の場合…児童からの印字になります。

※約 1 年間は新旧様式の医療証が混在します。

* 平成29年11月より変更の医療費助成制度 *

	変更内容	変更前 (平成 29 年 10 月施術分まで)	変更後 (平成 29 年 11 月施術分から)
大阪市	制度名	「こども医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0 歳～15 歳(中学校修了)まで	0 歳～18 歳(18 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日)まで
	所得制限	0 歳～12 歳(小学校修了)までなし	変更なし

第 26 回 日本柔道整復接骨医学会 学術大会が大阪で開催されます！

日本柔道整復接骨医学会が主催する年に 1 度の学術大会が 11 月 3 日(金・祝)、4 日(土)の 2 日間に渡り、グランキューブ大阪で開催されます。8 年振りに大阪での開催となる今回、大会テーマを「地域のゲートキーパーとしての柔道整復師」—安心・安全な柔道整復の提供のために—と題し、柔道整復師の質や倫理観の低下が叫ばれる昨今、「柔道整復師の在り方」にスポットを当ててのものとされています。シンポジウムは「より良質な柔道整復師の養成について」と題し、本会から徳山会長がパネリストとして登壇予定のほか、研究事業部は口頭発表、附属専門学校生はポスター発表予定となっています。

「療養費」として国の財源を取り扱うには、その請求のエビデンス(根拠)が求められ、それが柔道整復療養費検討専門委員会などでもしばしば問題視されている事をご存知だと思います。療養費を取り扱うには社会に説明する責任や義務が伴うということではないでしょうか。どうすれば早期に腫脹や痛みがとれるかといった知識が豊富なのは、「長い臨床経験」を有するからだだと思います。しかしそれらの経験だけでは、国に提示するエビデンスとするにはあまりに弱いものです。それを統計によって科学的証明をし、根拠あるものにする場が「学会」です。経験はとても重要ですが、「科学」と両輪ではじめてエビデンスとなります。全ての柔道整復師の方にはぜひ学会の意義や重要性をご理解いただき、ご参加の程よろしく願いいたします。

最後に、ウィリアム・オスラー博士の有名な言葉をご紹介します。 「Medicine is an art based on science. —医学は科学に基づいたアート(術)である—」

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 学術部

介護保険のコラム Vol.31

～地域包括ケアシステム参入事例 その 6～

第 6 回目は、高石市での参入事例をご紹介します。

高石市では社会福祉協議会より依頼を受け、ボランティアで事業を実施しています。対象者は、高石市にお住まいの 65 歳以上の方であれば誰でも参加することができます。

事業開始当初は老人福祉施設において、柔道整復師が 2 名指導者として参加し、年 3 回、1 回あたり 1 時間の日程でした。老化による身体機能の低下を予防する体操を中心として、自宅でも継続して行える運動や身体機能に関する講話もありました。

その後、市民より好評だったため現在では月に 1 回、各老人福祉施設で事業を行っております。

参加人数が年々増加傾向のため、次年度に向けてどのような事業形態として運用していくのか、今後検討されることとなっております。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

「平成 30 年 大阪保険講演会」開催のお知らせ

日 時：平成 30 年 2 月 10 日(土) 時間未定

場 所：大阪柔整会館 5 階大ホール

※詳細は決まり次第、お知らせいたします。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
大阪青果健康保険組合 06270821	解散	全国健康保険協会 大阪支部	H29年10月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。